

# 市民税・県民税の申告と 所得税の確定申告

市役所での受け付け  
は2月25日から

## 申告期間は、2月16日(火)～3月15日(月)

市民税・県民税の申告は、3年1月1日現在、市内にお住まいで、前年中に所得があった方に義務付けられています。また、所得税の確定申告は、前年中の所得を確定し、それに対する所得税を精算するためのものです。申告は期間内に忘れずにお済ませください。  
なお、市公式ホームページで、市民税・県民税の試算や申告書の作成ができます。

### 市民税・県民税の申告

#### ■申告が必要な方

3年1月1日現在、市内在住で次のいずれかに該当する方です。ただし、所得税の確定申告をした方の申告は不要です。

#### ◆給与所得者

- 勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されていない方(市役所への提出の有無は勤務先にご確認ください。パート、アルバイトなども含まれます)
- 給与所得以外に所得がある方(営業・農業・不動産・配当所得などが20万円以下)

#### ◆給与所得者以外の方

- 所得税が課税になる所得金額に達しない営業、農業、不動産、雑(公的年金を含む)などの所得がある方
  - 公的年金の所得者で、扶養、社会保険料、生命保険料、医療費などの所得控除を受ける方
- ※収入が無い方でも、国民健康保険税や介護保険料の算出、国民年金保険料の免除申請、保育所の入所手続きなどに、所得の証明書が必要となる場合があります
- ※狭山市に住所が無い方でも、市内で事業を営んでいる方や住居を有している方は、申告が必要な場合があります(事業所課税、家屋敷課税の対象)

### 所得税の確定申告

確定申告をすることで、所得税を納付する場合と還付される場合があります。

#### ■申告が必要な方

次のいずれかに該当する方です。

#### ◆給与所得者

- 勤務先で年末調整を受けていない方(途中退職した方を含む)
- 2か所以上から給与の支払いを受けている方(前職分を含んで年末調整をした方を除く)

### ご確認ください 確定申告などに必要です

- ①老齢年金を受給し、給与収入などがあり確定申告をする方  
源泉徴収票…2年1月から12月までに受け取った年金総額などを記載した「令和2年分公的年金等の源泉徴収票」が1月中旬から下旬にかけて日本年金機構より送付されます。年金以外に給与収入などがある方は、確定申告をする場合に必要となります。なお、障害年金・遺族年金は課税対象とならないため、源泉徴収票は送付されません。  
問合せ ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165か保険年金課へ内線1055
- ②成人用おむつ代の医療費控除を受ける方  
・1年目…おむつ代の領収書、医師の「おむつ使用証明書」  
・2年目以降…おむつ代の領収書、市の「確認書」(要介護認定者で、当該年に作成された主治医意見書の内容から、おむつの使用が必要と認められた方)  
問合せ 長寿安心課へ内線1557
- ③高齢者の障害者控除を受ける方  
市の「認定書」…2年12月31日現在、要介護認定を受けている65歳以上の方が対象(障害者手帳所持者を除く)  
問合せ 長寿安心課へ内線1557

確定申告は所沢税務署へ  
所得税の確定申告書は、国税庁ホームページから、ご自身で作成の上、郵送か持参で所沢税務署(〒359-8601 所沢市並木1-7)へ提出してください。また、e-Taxでの申告にご協力をお願いします。  
受付日時 2月16日(火)～3月15日(月)、8時30分～16時(土日曜日、祝日を除く。ただし、2月21日・28日の日曜日は申告を受け付けません) ※還付申告のみ、2月1日から受け付けます



### 65歳以上の方向けに出張申告を実施

実施日	受付会場	受付時間
2月10日(水)	堀兼公民館	10時～15時
2月12日(金)	入曽地域交流センター	
2月15日(月)	水富公民館	
2月16日(火)	新狭山公民館	
2月17日(水)	柏原公民館	
2月18日(木)	広瀬公民館	
2月19日(金)	水野公民館	
2月22日(月)	狭山台公民館	
2月24日(水)	奥富公民館	

※提出できる申告の種類や感染症予防のためのお願いは、市役所会場と同じです。会場には、申告者用の駐車場はありませんので、ご注意ください

### 市役所での申告書の受け付けは2月25日から

市役所会場では、パソコンを使って申告書を作成しますので、事前に申告用紙を入手する必要はありません。なお、医療費控除の申告は、事前に明細書を作成してください。  
また、新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、会場での受け付けを中止する場合があります。  
感染症予防のためのお願いは、来場を遠慮ください

- 数でお越しくください(代理人のみの提出も可)。手指の消毒の協力をお願いします
- 会場内では、アルコール消毒や飛沫防止パネルの設置、定期的な換気など、感染症対策を実施しますが、高齢者や基礎疾患のある方の来場は、慎重な判断をお願いします
- 入場者数に制限を設けるため、会場内でお待ちいただけない場合があります
- 郵送による申告をお勧めします(申告書はホームページよりダウンロード可)
- 受付日時 2月25日(水)～3月15日(月)、9時～15時(土日曜日を除く。ただし)

### 市民税・県民税の申告や確定申告に必要なもの

- ①印鑑、筆記用具
  - ②マイナンバーカード(または通知カードと身分確認書類)
  - ③「確定申告のお知らせ」はがき(税務署から届いた方)
  - ④2年分の収入金額が分かる資料(源泉徴収票、支払調書など)
  - ⑤各種控除に必要な資料▼2年分に支払った国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料などの領収書、または納付済額のお知らせ(年金天引き額は含まれていません)▼国民年金保険料の支払い証明書か領収書▼生命保険料、地震保険料などの控除証明書▼障害者手帳、障害者控除対象者認定書など
  - ⑥医療費控除を受ける方▼個人や病院ごとにまとめた明細書▼2年中の支払いに対して、保険金などで補てんされた金額(今後、支払われるものも含む)の分かるもの
  - ⑦所得税の還付申告をする方▼申告者名義の預貯金通帳など(支店名、口座番号が分かるもの)
- 【問合せ】▼市民税・県民税に関すること 市民税課へ内線10991  
▼所得税に関すること 所沢税務署へ ☎29933・91111(自動音声に従って要件をお選びください)